

## 参議院特別体験プログラム（プレ模範議会2010）

平成22年3月25日  
SFC模範議会プロジェクト

### 委員会

（委員長）	X〔	〕	君
（質疑者）	A1〔	〕	君（会派）
	B1〔	〕	君（会派）
	C1〔	〕	君（会派）
	C2〔	〕	君（会派）
（反対討論）	C3〔	〕	君（会派）
（附帯提案）	B2〔	〕	君（会派）
（発言無し）	A2〔	〕	君（会派）
	A3〔	〕	君（会派）
	A4〔	〕	君（会派）
	A5〔	〕	君（会派）
	C4〔	〕	君（会派）

（政府）	法務大臣	G1〔	〕	君
	法務副大臣	G2〔	〕	君
	厚生労働副大臣	G3〔	〕	君
	総務省自治行政局選挙部長	G4〔	〕	君
（最高裁）	事務総局家庭局長	J1〔	〕	君

### 本会議

（議長）	Y〔	〕	君
（委員長）	X〔	〕	君
（大臣）	G1〔	〕	君
（討論者）	C4〔	〕	君（会派）

参議院法務委員長〔X 〕君用台本

ただいまから、法務委員会を開会いたします。

〔委員長、起立〕

議事に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび法務委員長に選任されました〔X 〕でございます。本委員会の公正かつ円満な運営に努め、その重責を果たしてまいりたいと存じます。皆様方の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔全員拍手、委員長着席〕

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

「任意後見契約における医療行為代諾特約に関する法律案」の審査のため、本日の委員会に

総務省自治行政局選挙部長〔G4 〕君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

〔委員全員「異議なし」と呼ぶ〕

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

「任意後見契約における医療行為代諾特約に関する法律案」を議題と致します。

政府から趣旨説明を聴取いたします。

〔G1（姓のみ） 〕法務大臣。  
〔大臣から趣旨説明〕

以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

以下、答弁者側の呼び方

- ・ 法務大臣
- ・ 法務副大臣
- ・ 厚生労働副大臣
- ・ 総務省 選挙部長
- ・ 最高裁判所 家庭局長

質疑のある方は順次御発言願います。

（〔 A1 〕君挙手）

〔A1 〕君。

質疑中は、発言者（委員・政府側）にいちいち挙手させ、それを指名する。

〔 予定の時間を過ぎているのに質疑を続ける委員がいる場合の発言  
君、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。 〕

〔 不規則発言でうるさいとき。  
静粛に願います。 〕

〔 質疑者が勝手に発言をしているとき。  
君に申し上げます。発言は、委員長の許可を得てからに願います。 〕

( 質疑者「終わります」と呼ぶ。会派 拍手。)

以上で〔 A1 〕君の質疑は終了いたしました。

次に、〔 B1 〕君。

質疑中は、発言者( 委員・政府側 )にいちいち挙手させ、それを指名する。

( 質疑者「終わります」と呼ぶ。会派 拍手。)

以上で〔 B1 〕君の質疑は終了いたしました。

次に、〔 C1 〕君。

質疑中は、発言者( 委員・政府側 )にいちいち挙手させ、それを指名する。

( 質疑者「終わります」と呼ぶ。会派 拍手。)

以上で〔 C1 〕君の質疑は終了いたしました。

次に、〔 C2 〕君。

質疑中は、発言者( 委員・政府側 )にいちいち挙手させ、それを指名する。

( 質疑者「終わります」と呼ぶ。会派 拍手。)

以上で〔 C2 〕君の質疑は終了いたしました。

他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

〔 厚生労働副大臣、選挙部長、家庭局長は退席する。 〕

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

(〔 C3 〕君挙手)

〔 C3 〕君。

(〔 C3 〕君反対討論、会派 拍手)

他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより「任意後見契約における医療行為代諾特約に関する法律案」について採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔会派 ・ 挙手、会派 「反対」と呼ぶ。〕

多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔政府側起立し、大臣・副大臣一礼。会派 ・ 拍手。〕

この際、〔B2 〕君から発言を求められておりますので、これを許します。

（〔 B2 〕君挙手）

〔B2 〕君。

（〔 B2 〕君附帯決議案文朗読）

ただいま〔B2 〕君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔委員全員挙手〕

全会一致と認めます。よって、〔B2 〕君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、〔G1（姓のみ） 〕法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。〔G1（姓のみ） 〕法務大臣。

〔大臣発言〕

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔委員全員「異議なし」と呼ぶ。〕

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。